

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 4 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、国ではなく当該製造業者等の所在する地域の知事が行うこととし、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）を改正した。</p> <p>また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の、食品の表示に関する規定は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に伴い同法に移管され、同法に基づき、食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号）においても同様の規定を定めている。</p>
関係省庁	消費者庁